

公益財団法人富津市施設利用振興公社評議員報酬等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人富津市施設利用振興公社（以下「公社」という。）定款第13条の規定により、評議員に対して支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員に対し、報酬を支給する。ただし、富津市の常勤の職員である評議員には、これを支給しない。

2 前項の規定により支給する報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 評議員が公社の求めにより会議に出席し、又は公社の用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とし、その額は、富津市一般職の職員の例による。

(支給方法)

第4条 この規程に規定する報酬等の支給方法については、富津市一般職の職員の支給方法の例による。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、評議員の報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1（第2条）

区 分	単 位	金 額
評議員	日 額	6, 8 0 0 円